

■ 名 前 : 金井孝晃

■ コメント:

以下、コメントを書かせていただきます。

?4ページの「収益を認識するにあたっての留意事項」ですが、検収書又はこれに類似するものという曖昧な書き方は危険なのではないかと危惧しております。

近年現場でみる売上根拠証憑には「仮検収書」や「個人の印のみしかなく、相手先が会社として検収しているかどうか不明の検収書」、「納品日のみで検収日のない検収書」などが散見されています。現状の案では、先に挙げたような証憑も「検収書に類似するもの」として解釈される恐れが少なからずあり、案の方向性とは全く逆に利用されることもありうると思われます。このようなものについても「成果物の提供完了に疑義があるケース」の一つとして列挙すべきと考えます。

?6ページの複合取引の件ですが、これも金額の内訳さえ顧客と合意すればよいと解釈される可能性があると思います。例えば、案の?の事例で、トータル100万円の契約で保守期間が10年の契約の場合に、契約書上で請負1万円保守99万円とするか、請負99万円保守1万円とするかで、売上の一括計上も繰り延べもいかなうにも可能であり、取引先と結託すれば売上金額を容易に操作できてしまうこととなります。特に関連会社を経由すれば単体決算の操作は用意となります。安易に顧客との合意によるのではなく、対価の按分計算に関するルールを具体的に基準で示す必要があると考えます。(分割検収も同様の手法が可能かと思います)。

?適用範囲がソフトウェア取引のみであることは範囲が狭すぎると思います。実際には類似の業種・取引として、ハードウェアの設定作業などのインフラ構築作業などでも同様の問題が発生しており、これらを放置することには問題があると考えます。類似する取引にも適用範囲を広げるべきと考えます。

今まで何の基準もなかったため、監査現場では検討に当たって判断が困難である事例も多々ありました。以上の3点だけでも基準で明確な指針を示していただけると非常に助かります。よろしくお願いいたします。